

## 平成26年涌谷町議会定例会1月会議（第1日）

平成26年1月7日（火曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 議長挨拶
1. 町長招集の挨拶
1. 開 議
1. 会議録署名議員の指名
1. 会期の決定
1. 会議日程の決定
1. 議案第1号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議員の派遣について
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
4番	久勉君	5番	杉浦謙一君
6番	大平義孝君	7番	伊藤雅一君
8番	門田善則君	9番	鈴木英雅君
10番	木村正義君	11番	長崎達雄君
12番	加藤紀君	13番	大橋信夫君
14番	大泉治君	15番	遠藤稔雄君

欠席議員（1名）

3番	後藤洋一君
----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 参事兼課長	城口貴志生君	総務課長 防災交通室長	小島昭君
企画財政課長 参事兼課長	高橋宏明君	まちづくり推進課長	今野博行君
税務課長 参事兼課長	佐々木忠弘君	町民生活課長	泉沢幸吉君
町民医療福祉センター 副センター長 兼福祉課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 健康課長	久道光子君	農林振興課長 参事兼課長	村上芳行君
建設課長 参事兼課長	平塚盛茂君	上下水道課長	安田富夫君
会計管理者心得 兼会計課長	大崎とみ子君	農業委員会会長	佐竹榮一君
農業委員会 参事兼局長	櫻田克嘉君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課長 参事兼課長 兼給食センター所長	高橋勝一君	生涯学習課長	門田勝則君
代表監査委員	柳渕茂君		

事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋正幸	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（遠藤釈雄君） 皆さんおはようございます。明けましておめでとうございます。

お正月の何かとお忙しい中をご参集賜りまして誠にありがとうございます。本日の議事運営につきましても、これまでと変わらず皆様のご協力を賜りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

ここで開会前にお知らせしておきます。

後藤洋一議員から欠席の届けが出ております。

○議長（遠藤釈雄君） ただいまから、平成26年涌谷町議会定例会を開会いたします。



◎議長挨拶

○議長（遠藤釈雄君） 平成26年涌谷町議会定例会1月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

輝かしき新年を、皆様と共に迎えることができましたことを、心からお慶び申し上げます。

昨年は、議員の皆様、そして町長をはじめとする参与の皆様のご協力のもと、議会の持てる機能を十分駆使し、自治体事務の立案・決定・執行・評価における論点・争点を、広く町民に明らかにするために、自由で闊達な討議を通して、その論点・争点を町民に公開するという、議会本来の使命を達成すべく、涌谷町議会基本条例を制定することができました。心から皆様に御礼申し上げます。

本日は、その議会基本条例の中に記されておりますところの、通年議会が実施される運びとなりました。重ねて皆様に御礼申し上げます。

この1年間の会議を通しての、議員・参与の皆様の間達な議論が、町勢発展に寄与できることを強く願い、簡単ではございますが、年頭の会議開会に当たり、一言のご挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。



◎町長招集の挨拶

○議長（遠藤釈雄君） ここで町長から招集の挨拶をいただきます。ご登壇いただきます。町長。

○町長（安部周治君） 改めまして、新年明けましておめでとうございます。

平成26年の新春をことほぎ、心よりお慶び申し上げます。

議会基本条例が、昨年12月に制定されましたのを受けまして、通年議会となりましたので、本日の開会の運びとなりました。この1年間よろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

東日本大震災から、復旧・復興になお道半ばでございまして、公民館の建て替えやあるいは災害公営住宅の建設など、町政の課題・難題は山積いたしますが、議会議員の皆様と共に、ひとつひとつ解決してまわり、町民の福祉向上そして安心・安全、さらなる町の発展に尽くしてまいりますので、なおご理解とご協力のほ

どをお願い申し上げます。

あわせて、遠藤議長さんには、昨日の仕事始めの式において、温かい激励を賜りました。誠にありがとうございます。議長さんはじめ議員各位のこの1年間のご活躍とご健勝を心よりご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

なお、本日初めての議案を提出いたしますが、後ほどその提案の理由を申し上げ、ご審議賜りますので、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

---

◇

◎開議の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 直ちに会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第110条の規定により、議長において4番久 勉君、5番杉浦謙一君を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

このたびの通年議会の実施に当たり、その会期は涌谷町議会定例会の通年開催に関する要綱第2条の規定により、1月から12月までとされております。

お諮りいたします。会期は本日7日から12月26日までの354日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、平成26年涌谷町議会定例会の会期は、本日1月7日から12月26日までの354日間と決しました。

---

◇

◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

1月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、1月会議の日程は本日1日と決しました。

---

◇

◎議案第1号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第1号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例から、日程第9、議案第6号 涌谷町農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例は、それぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました議案第1号から第6号までの提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、各条例に規定いたしております延滞金の割合等の改正でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますし、その前に、副町長からお詫びを申し上げさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） ここで、副町長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。副町長。

○副町長（菅原孝治君） 大変貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま、町長の方から提案理由を申し上げさせていただきましたが、提案理由の中にもございましたように、地方税法の一部改正につきましては、平成25年3月30日に公布されたということになっています。この時期を考えますと、提案する時期につきましては、もっと早く、できれば去年の6月議会等で提案すべきであったらというふうに思っております。

法令審査委員会の委員長という立場でございますので、非常に今回こういう提案を申し上げることにつきまして、一言お詫びを申し上げたいと思って、手を上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、今回の改正につきまして、議案第1号から議案第6号の各条例において定めております延滞金の割合等の特例についての改正をお願いするものでございます。

6月議会において、地方税法の一部改正する法律に伴い、町税及び国民健康保険税の税については、改正

をいたしているところでございますが、その法律に準拠しております6件の条例の延滞金の割合等の特例について、改正を行っておりませんでしたので、今回改正するものでございます。大変申し訳ございませんでした。

改正の内容につきましては、6件の条例とも同じ内容で改正するものでございます。議案書1ページから6ページの各条例でございます。議案書の1ページから6ページをお開きください。それから、新旧対照表についても1ページから6ページになります。

内容の朗読を省略しまして、改正の要点だけを説明したいと思います。

改正の内容は3点ございます。まず1点目は、本則に定めております延滞金の率の改正でございます。議案第3号下水道条例、議案第5号農業集落排水処理施設条例、議案第6号農業集落排水事業分担金条例の延滞金の率、14.5%を14.6%、それから、7.25%を7.3%に改正するものでございます。これが第1点でございます。

それから第2点目、特例措置の対象範囲の拡大をするものでございます。これにつきましては、現行では、本則で定めております14.6%、14.5%には、特例措置が適用されておりましたが、今回の改正で、その特例措置を適用するものでございます。

それから3点目、特例措置の基準割合の定義の変更でございます。これまでは、公定歩合に4%を加算しておりましたが、改正後は、貸出約定平均金利に1%を加算するものでございます。これによって、延滞金の率が低くなるものでございます。

去る12月12日に平成25年財務大臣告示により、平成26年中の特例基準割合が、1.9%に決定いたしました。これまで延滞金の率14.6%であるものは、26年中は、9.2%ということになるものでございます。議案書にお戻りください。

附則の施行期日の規定でございます、各条例とも、この条例は、公布の日から施行し、遡及をお願いして、平成26年1月1日から適用するというものでございます。説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤稔雄君） 次に、議案第2号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 涌谷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤稔雄君） 次に、議案第3号 涌谷町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 涌谷町下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤稔雄君） 次に、議案第4号 涌谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 涌谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤稔雄君） 次に、議案第5号 涌谷町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 涌谷町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤稔雄君） 次に、議案第6号 涌谷町農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 涌谷町農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第7号 平成25年度涌谷町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は総務費において、訴訟委託料の増額を行うもので、これまで公共下水道工事に係る和解調停を行ってまいりましたが、不調となり、平成25年12月10日付けで、相手方から損害賠償事件として提訴されましたので、町の顧問弁護士を代理人弁護士として出廷していただくための裁判費用について、予備費を減額し、その財源に充てるものでございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（安田富夫君） 予算書6ページ7ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の一般管理経費で、訴訟委託料80万円の増額をお願いするものでございます。ただいま、町長の提案理由にもございましたが、平成20年度に施工いたしました渋江地内の汚水管渠工事、公共下水道でございしますが、昨年の1月臨時会で、和解調停に関する弁護士費用についてお認めいただき、これまで古川の簡易裁判所で2度、仙台の簡易裁判所で3度、さらには、8月21日現地調査が行われるなど、和解に向け努めてまいりました。さらに、平成25年9月4日には、これまでの状況審査並びに現地調査の結果を踏まえ、調停人である仙台簡易裁判所から、和解に向けた調停案の骨子が双方に示され、以後2度にわたり、和解に向け話し合いが行われてきました。結果といたしまして、申立人から和解することについて否定されたところでございます。このことによりまして、平成25年12月10日付けで、仙台地方裁判所、平成25年ワ第1584号の損害賠償請求事件として、町内在住者から提訴されたものでございます。

来る2月3日に第1回の口頭弁論が仙台地方裁判所で開かれるに当たりまして、涌谷町顧問弁護士であります渡邊克彦氏に代理人弁護士として出廷していただくための費用として増額をお願いするものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成25年度涌谷町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成25年度涌谷町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。



---

◇

◎議員の派遣について

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○議会事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び涌谷町会議規則第120条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

平成26年1月7日

涌谷町議会議長

記

- 1 目的 町村議会議員講座
- 2 派遣場所 宮城県自治会館
- 3 期 間 平成26年1月24日
- 4 派遣議員 大橋信夫議員、長崎達雄議員、只野 順議員

以上

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第120条の規定によりただいま朗読いたさせましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については派遣することに決しました。

---

◇

◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって、涌谷町議会定例会1月会議に付された事件はすべて議了いたしました。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本会議は、この後、明日1月8日から12月26日までの353日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、明日1月8日から12月26日までの353日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時21分